二　社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの イ～ニ　（略） ホ　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第二条第四号に規定する養子縁組あっせん事業 ヘ～カ　（略） 2　前項に掲げる以外の医療法人については次に掲げる事業 一　（略） 二　前項第二号イからカまでに掲げる事業	二　社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの イ～ニ　（略） （新設） ホ～ワ　（略） 2　前項に掲げる以外の医療法人については次に掲げる事業 一　（略） 二　前項第二号イからワまでに掲げる事業

○厚生労働省告示第七十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十九条の八の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準（平成八年厚生省告示第九十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　次に掲げる人員を有し、かつ、都道府県知事又は指定都市の市長の求めに応じて措置入院者を入院させて適切な治療を行える診療応需の態勢を整えていること。 1　医師の数が、入院患者の数を三をもって除した数と、外来患者の数を五をもって除した数との和が五十二までの場合にあっては三であり、当該和が五十二を超える場合にあっては、三に、当該和が五十二を超えて十六又はその端数を増すごとに一を加えた数以上であること。 2・3　（略）	一　次に掲げる人員を有し、かつ、都道府県知事又は指定都市の市長の求めに応じて措置入院者を入院させて適切な治療を行える診療応需の態勢を整えていること。 1　医師の数が、入院患者の数を三、外来患者の数を二・五をもって除した数との和が五十二までは三とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加えた数以上であること。 2・3　（略）

○厚生労働省告示第七十六号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき、平成三十年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

百分の九十九・九四九三三六一一三

○厚生労働省告示第七十七号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十年厚生労働省告示第百十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に行われた医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五に規定する認定の申請及び医療法第五十二条第一項に規定する書類の届出については、この告示による改正後の医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（小児医療に係る基準） **第五条**　法第三十条の四第二項第五号ホに掲げる小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。 一・二　（略） 三　当該業務の実績　当該病院において当該会計年度の前三会計年度における診療報酬告示別表第一区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注6、注7及び注8に掲げる六歳未満の乳幼児に対する初診を行った場合に加算される当該加算、これに相当する加算及びこれに相当する診療の件数に占める診療時間外等において六歳未満の乳幼児に対する初診を行った場合に加算される当該加算、これに相当する加算及びこれに相当する診療の件数の割合が百分の二十以上であること。	（小児医療に係る基準） **第五条**　法第三十条の四第二項第五号ホに掲げる小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。 一・二　（略） 三　当該業務の実績　当該病院において当該会計年度の前三会計年度における診療報酬告示別表第一区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注3、注4及び注5に掲げる六歳未満の乳幼児に対する初診を行った場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数に占める診療時間外等において六歳未満の乳幼児に対する初診を行った場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数の割合が百分の二十以上であること。

○農林水産省告示第五百七十六号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十六条、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令（平成十六年政令第二十一号）並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成十五年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）第十七条及び第二十二条の規定に基づき、農林水産大臣が生産又は流通を所管する検査対象生物である物についての同法第十六条の主務大臣が指定する場合等を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健